

市と一緒にまちづくりをしませんか

令和8年度 丸亀市 提案型協働事業説明資料

丸亀市地域づくり課



目次

01	提案型協働事業とは	…… P8
02	市提案型募集テーマについて	…… P13
03	団体提案型テーマについて	…… P25
04	事業の流れ	…… P26
05	要件について(事業・団体)	…… P29



01

提案型協働事業とは

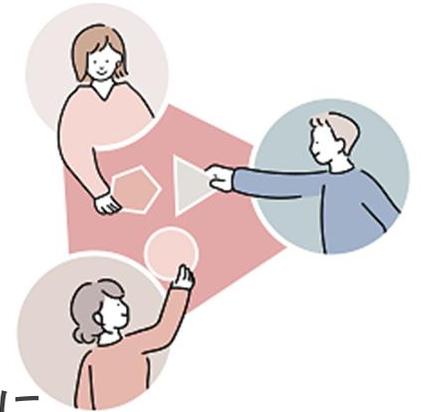
私たちの身の周りにある、福祉や環境、防犯など様々な地域の課題や社会課題に対し、市民活動団体や事業所、大学など、皆さまの豊富な経験や知識などを活かし、市と協働して効果的に解決していくための制度です。

Q 協働ってなに？

立場の違う人たちが同じ目的や課題に対して、その達成や解決のために一緒に考えて**役割を決めて**協力することです。



単独で行うよりも、複数で行う方がより大きな成果を得られる場合に「協働」という**手法**が有効です。



協働で実施すると・・・



解決を目指す課題

子どもの貧困や孤食を解消し、地域の人々がつながれる、安心できる居場所をつくりたい。

主体と役割

NPO: 場所の提供
食事づくり

企業: 食品の提供
教材の提供

行政: 資金の補助
情報の提供

事業

【NPOの事業】

子ども食堂の運営
(居場所と食事の提供)

+ 学習支援

+ 健康に配慮したメニュー

+ 支援制度への早期接続

それぞれの資源が活かされ、「できることが増える」または「品質が向上する」

協働事例(R7) 公式YouTubeを活用した市の子育て支援情報の情報発信

目的

子育てに関する情報を分かりやすく、手軽に入手できるように動画で配信することで、不安や負担感を軽減し、子育ての喜びを感じてもらう。

主体

認定NPO法人さぬきっずコムシアター

・子育て世代が必要としている情報収集、動画作成

市 子育て支援課

・市等が行っている支援内容の情報提供、動画配信

事業

子育て支援を行っている団体の強みである「当事者ニーズ」と、行政側の「支援」をつなげ、分かりやすく楽しい動画で発信し、疑問や不安に寄り添える動画コンテンツを目指す。



子育て世代が必要としている情報を、分かりやすく伝えることができる

協働事例(R6) フリースペースtocomaru 「居場所×文化芸術」

目的

不登校や社会的に孤立している人が安心して過ごせる居場所を設け、人との交流や活動により社会参加への推進を図る。

主体

一般社団法人 hito.toco

- ・居場所事業の実施
- ・当事者同士の交流や社会的活動、訓練の実施
- ・家族や支援機関等との連携

市まなび文化課

- ・文化芸術的アプローチが可能なアーティストとのマッチング
- ・プログラムの共同開発

事業

単なる居場所ではなく、ジャグリングや綱渡りといったサーカスを取り入れたプログラムを提供することで、「できるかも」「やってみたい」という気持ちを引き出す。また、サーカスは「できないから始まる」ため、参加へのハードルが下がり、「できること」を体感することで、自己肯定感を高め、主体性の向上につながる。



フリースペース トコマル
tocomaru

学校に行きたくない、行けないとき、
仕事の不安や悩みがある方や家にこもりがちの方のために
フリースペースを開設しています。

サーカス体験会

サーカス体験会って？

フリースペースtocomaru (hito.toco) と
瀬戸内サーカスファクトリーとの
コラボイベント！
プロのアーティストの方によるサーカスを見て、触れて、体験できるイベントです！
11月12月1月の3ヶ月連続で開催！
"はじめての"サーカス体験をしませんか？

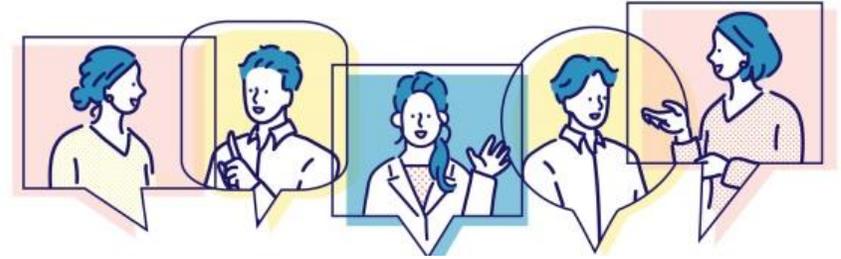
いろんなモノで
ジャグリング！
ボール
シガーボックス
フランスパン！？



エアリアルで
ふわふわ空中浮遊！

サーカスの「できないから始まる」という特性が初対面の人への緊張や不安の軽減につながった

Q 提案型協働事業とは



- 複数が連携することで、それぞれが得意とする効果的なアプローチで取り組むことができ、より本格的な課題解決が可能となります。
- さまざまな主体が一緒に取り組むことで、市民ニーズに的確に対応することが期待できます。

- ・事業の主体は**団体**です。
- ・役割分担については、すべて平等に役割を担うわけではなく、**効果を高めるためにお互いが持つ“強み”を生かして役割**を担います。
- ・協働は手段です。協働することが目的ではありません。



Q 提案型協働事業の種類



●市提案型

- ・市が抱えている課題で、市民活動団体等の皆さまと協働して進めたいと思っているテーマに対し、市民活動団体等が考える具体的な事業を提案するもの。(要項P3~5)

●団体提案型

- ・市民生活における課題やニーズに対応する事業を市民活動団体等が提案するもの。
- ・テーマは自由ですが、市の施策に沿った内容となるよう丸亀市第三次総合計画(要項P16・17)の施策に関連する事業としてください。



Q 委託期間・委託料(要項P8)

●委託期間

- ・令和8年6月1日(月)から令和9年3月15日(月)までの間の事業に必要な期間。

●委託料

- ・委託金額 **上限50万円。**このうち、事業に必要と認められる額
- ・支払時期 原則は、履行確認後<事業完了検査後>になります。
希望があれば、委託料の1/2の前払いが可能です。

※事業終了後は、報告書の提出が必要です。際に支出の内容を証する書類が必要です。

(領収書やレシート等は必ず保管してください。)



Q 委託期間・委託料(要項P8～9)

●対象経費(支出予算)

- ・事業の対象となる経費は、本事業に直接必要なものとします。
- ・委託料の不足が生じた時は、受託団体が負担してください。

●収入予算について

- ・委託料以外の収入として、参加者などから実費を徴する場合は、市担当課と協議の上金額を決定してください。

項目	内容
人件費	事業に係るスタッフへの人件費
報償費	外部講師への謝金・ボランティアスタッフへの謝礼金など
旅費	外部講師に支払う交通費・事業実施スタッフの交通費
消耗品費	事業に必要な文具や用紙、プリンタインクなど
印刷製本費	ポスターやチラシなどの印刷費 <u>※P9に注意点があります。</u>
通信運搬費	事業に関わる電話代・郵送、宅配便などの運搬用経費
保険料	ボランティア保険・行事に伴う保険料など
委託料	デザイン料、警備料、設営費など事業の一部を委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料・駐車場使用料・自動車借上料・機材等のレンタル料など
その他	事業実施に必要と認められるその他の経費

Q 委託期間・委託料(要項P8～9)

●対象とならない経費

- ・事務所の賃借料など、団体運営に関わる経常的な経費
- ・事業で使用するパソコンなど、備品の購入費

※備品とは、税込2万円以上で、おおむね2年以上、形状を変化することなく継続して使用できるもの。

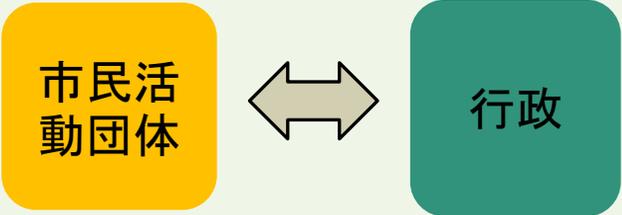
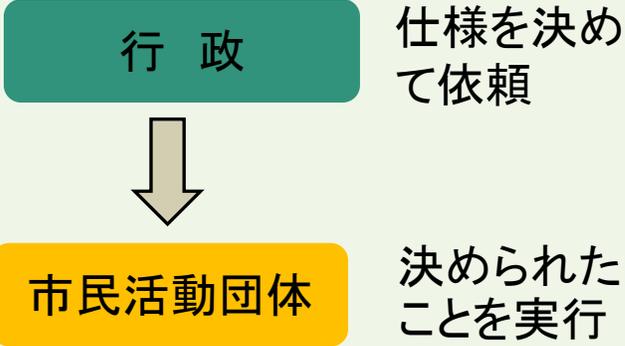
- ・振込手数料
- ・領収書等で、支払いが確認できない経費 など



— 注意点 —

- ・加工したレシート(下部を切り取るなど)等は対象外。
- ・ポイント還元を受けるものは、ポイント分を差し引いた金額が対象経費。
- ・参加者の募集を行うなど広報物(ポスターやチラシ、HP等)を作成する際には、必ず「令和8年度丸亀市提案型協働事業」の採択事業であることが分かるように記載し、内容については、市の担当課と事前に協議した上で情報発信してください。

Q 補助金・協働事業(委託)・外部委託...何が違うの？

区分	補助金	協働事業(委託)	外部委託
内容	<p>行政が市民活動団体の自立促進や更なる発展など、相手を支援すること自体を目的として行う。(例)ステップアップ補助金</p>	<p>丸亀市が実施すべきものについて、市にその専門性がない場合や、市が実施するより効率的・効果的にできるものを団体等に依頼する。 共通する目的に向けて、お互いの強みを活かした役割分担をした上で実施する。</p>	<p>行政が事業内容や機体する成果して、それが適切に効率よく実施できる団体に委託を行う。</p>
関係	 <p>市民活動団体</p> <p>↑ 資金の提供</p> <p>行政</p> <p>団体のやりたいことを行政が応援する</p>	 <p>市民活動団体 ↔ 行政</p> <p>お互いに力を持ち寄り一緒に事業を企画</p> <p>団体の目的と行政の目的を一つの事業で実現する。</p>	 <p>行政</p> <p>↓</p> <p>市民活動団体</p> <p>仕様を決めて依頼</p> <p>決められたことを実行</p> <p>行政のやりたいことを団体が実現する。</p>

①「婚活・結婚サポート事業」

担当課:政策課

【課題】未婚や晩婚の傾向が進んでいることは、少子化の要因の一つとなっており、こうした状況に対して、前向きな取り組みが求められている。

市主催で、出会いを応援する婚活イベントを実施します。イベントのあとも、参加者の皆さんが前向きな一歩を踏み出せるように、相談会や親身なサポートを通じて、つながりを大切に育て、“おせっかい力”を活かした温かい取り組みが必要と考えている。団体の皆さんにイベント後のフォローアップをお願いするもの。

実施期間:令和8年4月～令和9年3月



①「婚活・結婚サポート事業」

- 市の婚活イベント(セミナーなど)は令和8年秋頃を予定
- イメージするサポート内容

- ・相談支援

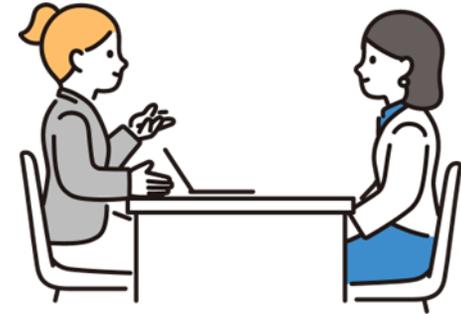
交際に関する悩みや不安を気軽に話せる相談窓口

コミュニケーションや関係づくりのアドバイス

結婚準備や生活に関する相談

- ・コミュニティづくり

イベント参加者同士が交流できる場を設け、つながりを大切に育てる取り組み



探択済

団体に期待する役割: イベント後のサポート(相談・交流など)、SNS等による発信

市の役割: 婚活イベントの実施、イベントの情報の提供、調整



②「まちなかギャラリー」を活用した交流促進

担当課:まなび文化課

【課題】生涯学習センター閉館後に代替施設として整備した「まちなかギャラリー」を多様な立場の人が集まり、様々な活動や体験・交流ができる場として活用したい。

現在は展示スペースとして利用されている「まちなかギャラリー」を利用し、「アート」「まなび」「あそび」「子ども」をテーマにした企画を団体の皆さんと一緒に考え、学生や高齢者、障がいのある方、外国にルーツを持つ方など、世代・文化・背景の異なる人々が気軽に集まれ、交流できる場として活用するもの。

実施期間:令和8年4月～令和9年2月



名称 :まちなかギャラリー (運営はR9.2月末まで)
所在地 :丸亀市本町7番地1(本町商店街内)
開館時間 :9:00～17:00
面積 :約200㎡(利用は1階のみ) 駐車場 :3台
利用可能人数:60名
設備等 :トイレ、空調、長机、椅子、展示パネル、簡易流し台
展示用ワイヤー、スポットライト、車いす、台車

②「まちなかギャラリー」を活用した交流促進

●対象となる団体・企業

- ・学生、高齢者、障がいのある方、外国にルーツを持つ方など、多様な立場の人々を支援又は協働する取り組みを行っており、交流促進につながるコンテンツを企画・運営できること。

●目指す交流のイメージ

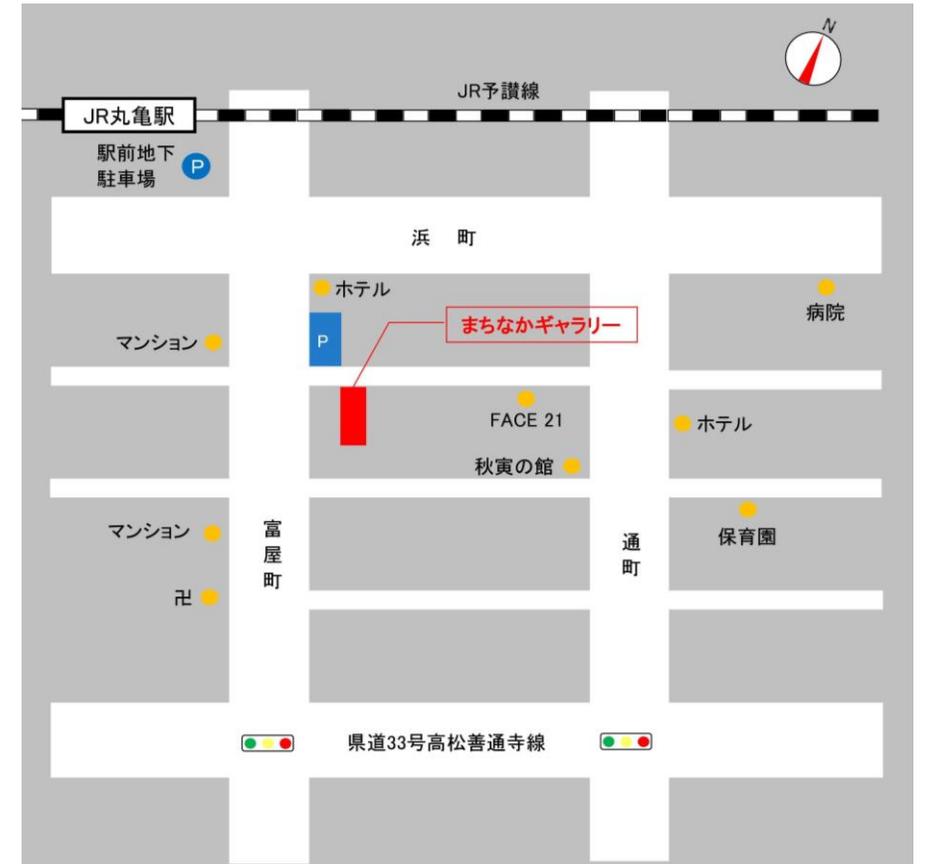
- ・普段交わらない人との交流 → 世代・文化・背景の異なる人々が出会う
- ・お互いを知るきっかけ → 会話や体験を通じて、価値観等を共有
- ・地域の人との関わりが深まる → 孤立防止や支え合いが進む

「アート」「まなび」「あそび」「子ども」をテーマとしていますが、それ自体が目的ではありません。

- 単発の取り組みではなく、まちなかで誰もが活躍できるといったイメージが持てるようなモデルケースを期待します。

団体に期待する役割
市民参加型企画の立案、イベント周知・実施

市の役割
会場の調整、企画内容の協議、イベントの周知等



③「重層的支援の認知向上」

担当課:福祉課

【課題】地域共生社会の実現には、市民一人ひとりの理解と参加が欠かせません。しかし、そのための重要な考え方である「重層的支援」がまだ十分に知られていない。

小学生高学年は、地域や社会との関わり方を学ぶ大切な時期です。この時期に「助け合い」、「支え合い」の考え方を知ること、将来にわたって地域に貢献する意識を醸成します。そこで、市内の小学生(高学年)を対象に、地域に助け合うことの大切さや「重層的支援」という考え方を楽しく学べる取組を考えており、団体の皆さまには、実際に小学校等を訪問し、児童に分かりやすく伝えていただきたい。

実施期間:令和8年度中



③「重層的支援の認知向上」

- ・重層的支援の考え方は、市担当課が団体の皆様にお伝えしますので、重層的支援について熟知している団体でなくても大丈夫です。
- ・児童に分かりやすく伝えるため、例えば、演劇や紙芝居、ワークショップなど、見て楽しめる・体験できるアイデアを取り入れてください。
- ・児童へのアンケート実施など（話を聞いた子どもの気持ちや考えを聞き取り、調査・報告）
- ・持ち帰って家庭でも話ができるようなチラシの作成など



採択済

- ① 地域共生社会は「ゴール」(目指す社会像) 「誰もが安心して暮らせる地域をつくる」 世代や分野を超えて、地域で支え合う仕組みを構築すること。
- ② 重層的支援は「手段」(そのための仕組み) 地域共生社会を実現するために、困難を抱える人に対して、複数の支援を重ねて提供する仕組み。

団体に期待する役割
プログラムの企画立案、学校訪問、報告等

市の役割
学校等との調整、重層的支援等の考え方の共有



④「SNSを通じての介護情報の発信」

担当課:高齢者支援課

【課題】介護に関する正しい知識の普及は誰もが安心して暮らせるまちを作るには欠かせない。市で行っている介護保険制度や高齢者福祉制度の情報が、市民に十分に伝わっていない。

親の介護を担う世代などを対象に、SNSや動画ツールを活用して高齢者福祉制度や介護の知識などを発信するもの。団体の皆さんには分かりやすい動画の製作を期待しており、気軽に視聴できるコンテンツを通じて必要な支援につなげることを目指す。

事業実施期間:令和8年度中



④「SNSを通じての介護情報の発信」

- 想定しているSNS: フェイスブック・LINE・YouTubeなど
- イメージする情報



介護の基礎知識(介護保険制度、要介護認定の流れ、介護サービスの種類など)

日常の介護技術(食事介助のポイント、排泄介助、移動・移乗の方法など)

認知症対応(声かけの工夫、安心できる環境づくり、行動・心理症状への対応など)

介護者の負担軽減(レスパイトケア、ストレス対策、福祉用具の活用など)

団体に期待する役割: ニーズ調査、動画製作、周知

市の役割: 市の情報提供、関係団体との調整、周知、SNS等による発信



⑤「公園内花壇の維持管理」

担当課：都市計画課

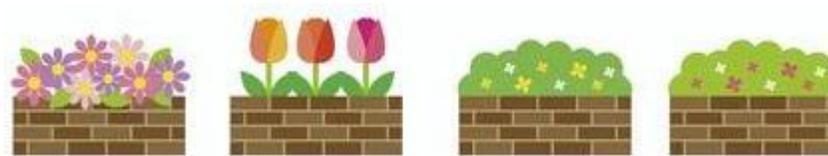
【課題】公園内花壇の整備及び管理は緑化推進はもとより公園の美化・治安の維持にも有効だが、その維持管理に必要な人が不足しているため、花壇のある公園が少ない。

団体の皆さんに、花壇を整備し、植え替え・除草・水やりなどの維持管理をしていただくことで、身近で安心・安全な公園づくりを推進し、緑を守り育てる機運を醸成しながら、自然豊かなまちづくりを目指す。

■事業実施期間：令和8年4月～令和9年3月



⑤「公園内花壇の維持管理」



- 整備した花壇の管理については、年間を通じて公園の景観が保たれるよう水やりや草抜きなどの日常的な管理をはじめ、必要に応じて追肥や苗の植替えなどをお願いします。
- 令和9年度以降も継続して花壇の管理ができる団体が望ましいです。
- 花壇を整備または管理する公園について、希望の公園や地区がある場合はご相談ください。
市内には200箇所以上ありますが、対象とならない公園もありますので、ご了承ください。
- 花壇のレイアウトや整備および管理方法など、詳細については個別に対応させていただきます。

団体に期待する役割：花壇の整備・維持管理

市の役割：公園の調整、水道の提供（一部の公園を除く）、スコップ等の貸出

⑥「保育士の負担軽減による保育の質の向上」

担当課：幼保運営課

【課題】保育士のサポート体制の充実を図り、職員の負担を軽減することにより、保育の質の向上に努めたい。

市内の公立保育施設のうち、飯山北第一保育所と飯山南保育所では、通常の保育時間を過ぎてもお子さんをお預かりする「延長保育」を行っています。

この延長保育を含む時間帯(18時～19時)に、有資格者で構成された団体に保育や教材づくり(市内の他園分も含む)などを担当していただき、保育士の負担を減らし、より良い保育環境を整えていくもの。

事業実施期間：令和8年4月～令和9年3月



⑥「保育士の負担軽減による保育の質の向上」

●対象の保育所

- ・飯山北第一保育所 丸亀市飯山町川原1009
- ・飯山南保育所 丸亀市飯山町上法軍寺1036番地



団体に期待する役割

- ・平日概ね18時～19時の保育
※保育士資格をお持ちの方が対象
- ・保育教材等の製作 など

詳細については、
個別に対応させていただきます。

市の役割:各保育所との調整



- 団体側が課題と考えるテーマについて提案する
- 基本的には市提案型と同様。

○ 市の課題を解決
× 団体の事業を応援

- 丸亀市第三次総合計画の「主な取り組み」に関する事業をご提案ください。
- 丸亀市総合計画とは、市が進める取組や事業の根拠となる基本的な考え方についてまとめたもので、第三次計画の期間は令和8年度～です。

主な取り組み			
1 結婚支援	2 子育て期の相談・支援	3 妊娠・出産・子育ての負担軽減	4 こども子育て世代の居場所づくり
5 待機児童の解消	6 若者支援の充実		
7 人づくり石垣プロジェクトの推進	8 学校教育施設の整備	9 学校給食による食育の充実	10 就学前教育・保育の充実
11 大手町地区4街区の再編	12 まちなか再生への挑戦	13 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	14 適正かつ戦略的な土地利用
15 担い手の育成・確保	16 産業教育の充実	17 労働政策の推進	
18 生活基盤の強化	19 地域産業の競争力強化	20 新規産業の創出	21 地域・伝統産業の振興
22 地域資源を生かした交流拡大	23 離島活性化	24 移住・定住の促進	25 都市間交流の推進
26 既存の地域公共交通のデザイン	27 移動手段の充実・確保	28 新たな交通システムの検討	29 身近な暮らしの安全対策
30 道路整備の推進	31 下水道施設・設備の安全性確保	32 公園の整備	33 空き家対策の推進
34 良質な住環境の確保			
35 総合排水計画の推進	36 災害に強いまちづくり	37 防災体制の充実	38 消防力の強化
39 暮らしを支える福祉の充実	40 高齢者福祉の充実	41 障がい者福祉の充実	
42 スポーツを活用したまちづくりの推進	43 充実したスポーツ施設の利用促進	44 健康づくりの推進	45 地域保険・医療の充実
46 本物に触れる文化芸術の振興	47 市民文化芸術活動の推進	48 生涯学習の推進	49 歴史・文化の継承
50 多様性条例の推進	51 男女共同参画社会の実現	52 多文化共生の推進	
53 自治基本条例の推進	54 多様な協働の推進	55 地域づくりへの支援	56 主権者教育の推進
57 ゼロカーボシティの実現	58 豊かな自然環境の保全	59 ごみ減量化と再資源化の推進	
60 ニーズに応える情報発信	61 シティプロモーションの強化	62 地域情報化の推進	

- ①募集要項の確認
- ③事前協議に向けた内容確認

市民活動団体等から事業(案)を地域づくり課へ提出。

※要項P19～25の様式に団体案を入力してください。

- ④事前協議 期間:令和8年4月30日(木)まで

その案をベースに市の担当課と話し合っ提案書を完成させます。

- ・行政と団体が同じ目標(目的)を持てる事業。
- ・協働することが目的ではなく、協働で実施することによりよい成果を出すことが目的です。
- ・団体の専門性・当事者性を活かした事業を期待しています。

POINT

事業の流れ(要項P7)

⑤応募 期間: 令和8年5月13日(水)までに地域づくり課へ持参。

※担当課長の直筆署名又は押印が必要です。

⑥選考会・プレゼンテーション 開催日: 令和8年5月20日(水)

※団体からは事業内容の説明、市担当課からは市の関わり方等を説明していただきます。

POINT

- ・選考会の時間は応募件数によって調整が必要なため、対象者に別途連絡します。
- ・選考会は非公開で行います。団体からは、代表者又は事業の説明ができる方がご出席ください。



事業の流れ(要項P7)



⑦事業決定 令和8年5月末

選考会后1週間を目途に結果をお知らせします。

⑧委託契約 令和8年6月に業務委託契約を締結し、事業開始。

事業実施期間:令和8年6月1日～令和9年3月15日

⑫報告会 令和9年7月開催(予定)



事業の要件 次のすべてを満たす事業とします。

- ① 丸亀市内で実施される事業
- ② 公益的、社会貢献的な事業で、団体と市が協働で取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながる事業
- ③ 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ④ 協働の役割分担が明確で、協働による相互補完で相乗効果が高まる事業
- ⑤ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- ⑥ 先進性、先駆性があり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑦ 予算の見積りや事業企画が適正な事業
- ⑧ 継続性が認められる事業
- ⑨ **丸亀市第三次総合計画(P16・17 資料1)の施策に関連する事業であること。**

次に該当する事業は対象外とします。

- ① 営利を目的とした事業
 - ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ③ 政治、宗教、選挙活動にかかわる事業
 - ④ 施設等の建設や整備を目的とする事業
 - ⑤ 飲食を主とする地域住民の交流行事等のイベント事業
 - ⑥ 国や地方公共団体及びその他の団体等からの助成等を受ける事業
 - ⑦ すでに提案型協働事業で採択されている事業
- (※前年度採択事業に限り、継続して実施可能。)



団体の要件 次のすべての条件を満たすものとします。

- 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- 5人以上で構成されている団体(法人格の有無や営利・非営利は問わない。)であること。
 - ※1 市民活動を実践する団体員で構成する実行委員会についても可とする。
 - ※2 事業者が申請する場合は、その活動が営利を目的としない、公益的なものである場合に限る。
- 組織の運営に関する規則(会則等)があること
- 事業や予算、決算を適正に行っていること。



団体の要件



- 委託業務を的確に遂行できること。
- 過去1年以上の活動の実績があり、活動実績が事業報告、決算、広報、会報等の書類で確認できること。
- 団体及び代表者に、丸亀市に関する税の滞納がないこと。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。



提案書作成のポイント(要項P19～)



- ・要項P11 選考基準は10項目
- ・まずは、要項P20:様式第2号・3号から作成し、様式第1号はその後で。
- ・「事業の目的」や「協働で行う成果」は、より具体的に！
【悪い例】:市民のより豊かな生活のため。
- ・それぞれの強みが活かされた役割分担になっているか。
- ・予算は適切か。例えば、飲み物や参加賞を配るなど、本来は不要な支出が含まれていないか。



最後に



皆様がこれまでの活動の中で培われた

「当事者性」「専門性」「公益性」「地域密着性」などの
豊富な経験や知識を活かした事業提案をお待ちしています。

